

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて

その他

意見	個人／団体名
<p>中間整理では、レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音(p.108)について、対価の中に私的録音の対価が含まれているかどうかは「当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった(p.102)」と明言している。このレンタルCDに関わる契約に果たして対価が含まれていないと言い切れるのか、少なくとも利用者の認識とは乖離していないか等、やや疑問も残る。適法配信からの私的録音録画に限らない様々なビジネスモデルにおける契約との関係も踏まえた第30条全体の制度設計を念頭においた検討がなされることを望む。</p>	<p>日本知的財産協会</p>
<p>レンタル店で借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画について、契約時に複製の対価が含まれており、二重取りになっていないかという指摘については、当該事業者からも説明があったように、本会も同様、複製の対価が含まれているとは考えていない。また、他人から借りた音楽CDからの私的録音を除外することに関しては、取り締まれるすべもなく違法状態を放置するだけと推測する。 よって、これらを第30条の適用除外とすることは適当ではない。</p>	<p>社団法人日本音楽事業者協会</p>
<p>(2)他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、私的録音実態の推移や権利者への影響等を見ながら、今後も継続して検討すべきである。</p>	<p>社団法人 日本レコード協会</p>
<p>正当な報酬 デジタル技術の進歩は一方において適法なる著作物の利用及び管理についても十分な役割を果たします。利用者は著作権者側が構築するDRM(デジタル管理システム)にしたがって、適法にかつ、簡単に著作物の利用を行うことができるのであり、利用者側のニーズに十分に対応できるものであります。その意味では利用者側のニーズを考慮し、無断で複製する行為を敢えて法30条の制度として保護する必要性はないといえます。 更に、私的録音録画補償金制度に関しまして、現行の制度は複製の実態から生じる権利者の保護になっていないと考えます。デジタル機器を使った複製行為がDRMにより管理可能な状況である今日、一方において無断複製行為を法30条の適用外に置き、かつ刑事罰もある行為とするかたわら、適法に行われる複製行為については複製行為の回数を管理することにより、個別の課金ができる時代であります。現行の補償金制度では著作権者に対する真の損害回復は実現されていないと言わざるを得ません。例えば、他人から借りた音楽CDからの私的録音についても、これは法30条の適用外とすべきでありましょう。当該音楽CDを聴きたい者は、自分でレンタルするか、または購入することが望ましいのであり、他人が借りたCDを複製する行為(又貸複製)は明らかに保護の適用外とすべきでありましょう。このようなことを許すこと自体「許される複製行為」の枠を無意味に拡大するばかりであり、真の著作権者の保護、ひいては利用者の保護にはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>日本国際映画著作権協会</p>
<p>有料放送からの私的録画を著作権法第30条の適用範囲とするかどうかの検討においては、利用者から私的録画の対価が徴収されている実態が確認できないことを述べたうえで「現行の契約体系を変更することが困難である」として「適用範囲から除外することについて慎重な意見が多かった」(109頁)とした点に賛同する。法改正により、現行のビジネスモデルや権利者・視聴者と有料放送事業者間の契約に大きな変更を余儀なくされることは、いずれの関係者(視聴者・権利者・有料放送事業者)にとっても有益なことではない。</p>	<p>社団法人日本民間放送連盟</p>
<p>現在では当初想定していなかった手段により有線放送の有料番組のスクランブルを解除する機器(所謂「違法チューナー」)をインターネットオークションから購入し、有線放送事業者との契約なしに、有料放送を「ただ見」して録音録画する行為が発生しています。 この「違法チューナー」は不正競争防止法第2条11項で「技術的制限手段の回避を行う機器として、その輸入・販売等については差止請求権及び損害賠償権が認められておりますが、著作権法上の解釈では「このケーブルテレビや衛星放送のスクランブルを解除する行為」は「技術的保護手段」には該当せず「単なる視聴行為」であるとし、かつアクセスコントロールの規制に関わることから著作権法による措置はございません。 しかしながらこの行為は、視聴者とケーブルテレビ事業者間の契約が存在しないことから、有線放送事業者が視聴者から得る受信料、番組供給事業者(委託放送事業者)が有線放送事業者から得る番組購入費、及び著作者が得る著作権使用料の全てが逸失することとなり、著しい経済的不利益が生じています。 従いまして、「違法チューナー」を経由して有料放送を視聴し録音録画する行為」についても第30条の適用を除外していただたく存じます。</p>	<p>社団法人日本ケーブルテレビ連盟</p>

一定の管理可能な私的録音録画については著作権法30条の適用除外とすべきであり、また、契約が存在する場合には私的自治の原則を尊重したオーバーライドの理論により、契約が優先適用されるべきである。この点については中間整理でも同様の整理がなされているが、どのような態様の録音録画行為が除外されるべきかについての現状の整理は不適當である。そもそも著作権法第30条が、家庭等の閉鎖的範囲で行われる私的録音録画について著作権者等の権利行使が事実上できないことに鑑みて制定されているとの立法趣旨に照らせば、技術やビジネスモデルの活用によって、著作権者等の権利行使が可能となる場合には、私法の原則どおり私的自治が優先されるべきである。

適用除外とする典型例として、ネットにおける適法配信がある。そのことは中間整理でも大勢の意見として記載されている(p.108, a. i)。一方で、有料放送とCDレンタルについても適用除外の可否が検討されているものの、両者ともに適用を除外すべきでないとの記載となっており、これらは適切ではない。

有料放送のように著作権保護技術1が利用されている場合、それを回避して行う複製は著作権侵害を構成する。換言すれば、その複製が私的使用目的の複製であっても、認められた複製の範囲が広いか狭いかに関わらず著作権者等によって予め決められた範囲でしか複製ができないのであるから、そのような複製は著作権者等により許諾された複製である、すなわち著作権者等によって権利行使されていると考えるのが自然である。著作権保護技術が利用されている場合の録音録画は、そもそも第30条の適用を除外すべきである。なお、日本に比較して補償金類似の制度に大きく依存しているドイツにおいてさえ、著作権保護技術によって複製が制御される場合には、ドイツ著作権法第95条b(著作権保護技術を用いる場合には、一定範囲の私的複製等、権利制限で許容される行為を妨げないようにする手段の提供義務)の解釈によって、そのような録音録画はもはや私的複製には該当しないとの立場を傍論ながら示すドイツ連邦憲法裁判所の判断がある2。

著作権保護技術が利用されていることを著作権の権利行使と同視すべきと考えれば、その範囲内の複製に対して私的録音録画補償金をかけることは二重の利得を著作権者等に与えることとなるはずである。別の言い方をすると、消費者は著作権者等により決められた範囲の複製しか認められないという不便さを負わされることに加え、その範囲内の複製に関してお金の支払を要求されているとみることができる。

CDレンタルについても管理可能性という点では、適法配信や有料放送と異なるところはない。相違する点は、著作権保護技術が利用されていない点だけである。しかし、著作物の利用を提供するサービス等における著作権侵害主体について、従来から用いられてきた判例理論においては、管理支配性(利益と支配)を要素として該当性を判断しているが、この際、技術的支配が判断の要素となっているわけではない3。同様に、第30条の適用範囲を検討する際の「管理可能性」について、技術的な管理に限定すべきではない。なお、米国においても、技術的管理支配がない場合であっても、利益と主観的要件で侵害を認めた最高裁判例がある4。

CDレンタルは、CDに録音された楽曲の私的録音が行われることを前提としたサービスであって、レンタル事業者が著作権者から許諾を受ける貸与権は、無断で行われる私的録音への対策として立法された経緯があり、利用者による録音に対してCDレンタル事業者の管理支配性が及ばないとは言いきれないだろう5。適法配信の中にも、複製できる範囲についてのバリエーションを複数用意した上でユーザーに選択させ、それぞれの料金に差異を設けるビジネスモデルがすでに行われているし、またDRMフリーと呼ばれる、特段の著作権保護を施さない配信の例も登場している。CDレンタルにおいても許容される複製の量や個数によって契約を複数用意することはできるはずであり、技術的管理支配がなくとも、法的に管理支配可能なものであって、ユーザーのプライバシー等を侵害することなくそれに相応した対価の徴収が可能という点でも何ら適法配信と異なるところはない。

注1) 当協会が「中間整理」に関して提出する本意見書ならびに関連の意見書において用いている「著作権保護技術」との用語は、複製を一定範囲で制限する目的で施され、法律やライセンス契約等の義務付けにより、利用者側の機器が当該著作権保護技術の定める利用ルールに従い、著作物の利用を制御するものを想定している。

注2) GRUR 2005, 1032。

注3) 最判昭和63年3月15日およびそれに続く諸裁判例。

注4) MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd. 545 U.S. 913 (2005)

注5) 貸与使用料に利用者の複製の対価が含まれるかどうか、CDレンタル事業者がどのように理解してきたかについて、2007年5月20日以前の「日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合」のホームページ(<http://cdvnet.jp/>)をInternet Archivesで参照することでわかる。

<p>本節2(2)(p.106)の「音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態(契約モデルによる解決)」として、第30条の適用範囲から除外する形態について、一定の結論めいた内容が記載されていますが、とりわけ「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」と「適法放送のうち有料放送からの私的録画」の2点については、十分な審議がなされたとは言えません。</p> <p>当工業会は、この点について、2007年私的録音録画小委員会(第7回)にて提出の意見書1でも述べておりますように、「利用者の録音録画を想定した対価を取得し得る、契約等の他の手段があるかどうか」という基準によって判断すべきと考えます。著作権者等～提供者～エンドユーザーをつなぐ契約等の手段があるのであれば、補償金制度のような間接的でわかりにくいシステムに頼る必要はありません。この点を踏まえ、継続して十分な検討がなされることを要請します。</p> <p>なお、レンタルからの録音及び有料放送からの録画について、外形上、契約書や約款等には明記されていないとしても、実質的にはそれらの料金には家庭内での複製見合い分が含まれているとも考えられます。従って、現実に行われているビジネスやユーザーの慣行に影響を与えることなく、私的録音録画の範囲からそれらを除外することも出来るのではないかと考えられます(貸与権は、p.109の脚注56「著作権審議会第1小委員会の審議結果について」にあるように、レンタルされた「著作物の複製によりもたらされる著作物の経済的利益に影響を与えている」ことを理由に創設されており、レンタル事業者からの貸与～家庭内での複製を一体として捉えたものと評価できます。また、有料放送事業者は、ユーザーにホームページ等でコピーワンスやコピーネバーなどの利用ルールについて説明し、現実には放送サービスごとにそれらの利用ルールを設定しており、有料放送の料金にはその利用ルールに見合った複製の対価が含まれると評価できます)。</p> <p>特に有料放送については、伝送方式が放送という方式であるというだけで、著作権保護技術を用いてユーザーの利用をコントロールしながら有料でコンテンツを配信するという点で本節において私的録音録画の範囲から除外することが適当とされた適法配信と全く同様と考えられ、これを区別することは、今後の成長が期待されるネット配信の事業者を不利な立場に置くことになり、適切とは考えられません。</p>	<p>社団法人 日本記録メディア工業会</p>
<p>今日までに権利者側より度々「インターネット上で流通している違法複製物はレンタルが主たる供給源」であるかのように断定する発言が繰り返されているが、その根拠は中間報告に挙げられている資料でも示されておらず、客観的根拠を欠いた先入観に基づく中傷的な発言が小委員会の内外で繰り返されたことは極めて遺憾である。この点につき、中間報告では「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」については30条の適用除外とすることを見送る方針が示されているが、この部分に関しては妥当である。</p>	<p>日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合</p>
<p>他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、私的録音実態の推移やコンテンツホルダーへの影響等を見ながら、今後も継続して検討すべきであると考えます。</p>	<p>株式会社ドワンゴ</p>
<p>音楽等のデジタルコンテンツ配信事業をする当社としては、他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、権利者への影響や私的録音実態の推移等を今一度検証し、今後も継続して検討すべきと考えます。</p>	<p>株式会社レーベルゲート</p>

<p>「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 【意見】 P104 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画においては、第30条の適用範囲からの除外、但し、情を知らなかった場合は適用除外に賛成。 P102 レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音新たに私的録音録画の対価を徴収すべき。</p>	(株) Warner Music Japan
<p>ユーザーがレンタル店から音楽CDを借りる場合、私的録音を行うことは明白である。 借りたCDから録音することが著作権上違法行為となっているのであれば、当然このようなビジネスモデルは成り立たないはずなので、ユーザーの立場では、法的、金銭的な問題はすべて処理済で補償金の類はレンタル料金に含まれていると考えるのが自然である。</p>	個人
<p>借りたCDからの私的録音は30条から除外すべきだと考える。前述の違法サイトからの録音録画と異なり、権利者の損失を防ぐ効果的な手段(送信可能化権や自動公衆送信権など)がない。よって、30条から除外して違法であることを周知し、個々の利用者が借りたCDからの私的録音を控えることを期待するのが現実的な対策であろう。</p>	個人
<p>・レンタル店から借りた音楽CDの複製についても私的録音についての著作権使用料は支払われていないとあったが、レンタル店には大抵カセットテープやCD-Rなどが店頭で売られている。これは私的録音を助長するものであると言えよう。10年以上前からダウンロードとは別の形で違法複製は行われていたに関わらず、レンタル店に関しては適用除外の枠に含めずインターネット関連の規制を加えようとするとは理解できない。 ビジネスモデルとして成立しない、または違法状態を放置することになるからと別の扱いをするとはどういうことか。それから、著作権法が現在の社会に対応していないと言う事もできるだろう。規制よりも抜本的な著作権法の見直しに基づく整備をすべきでないのか。</p>	個人
<p>●違法化することで本当に状況は改善されるのか、という疑問。 第30条の適用がない私的目的の複製については、犯罪としては軽微なものとして従来から罰則の適用を除外しているので(第19条第1項)、本件についても同様とすること。 ※106ページより引用。</p> <p>b 他人から借りた音楽CDからの私的録音 この利用形態については、関係団体の調査等から、大量の私的録音が行われていることは認められるが、私的領域で行われる録音行為について利用者との契約により管理をすることは事実上不可能であり、仮に第30条の適用範囲から除外しても違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲から除外することについては慎重な意見が大勢であった。 ※106ページより引用。</p> <p>友人間の貸し借りから生まれている大量の私的録音については、私的な活動であるため契約による処理が期待できず、結果第30条の適用範囲のままにしておくとの判断が下されている。 報告書で定義されるような違法サイトを運営する者についても、契約をもって対処することは困難だと考えられ、またそれが可能であれば現在の法制度のままでも大きな問題にはならないはずであるところから、最初に挙げた利用者に不便だけを与える状態に近づく、好ましい法改正ではないと考える。 端的にまとめると、友人間の貸し借りと似た理由で、私的録音が抑制されることはなく、違法状態をむやみに増やすだけではないかと思う。</p> <p>108ページでは、「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」についても類似の記述がある。 違法化には様々なリスクがあり、安易にそれをすすめることは危険であるとの認識から、これらの発言が導き出されていると考える。 期待した効果よりもマイナスの影響の方が深刻であるなら、その決定は公共の福祉に反する可能性が高いと考える。</p> <p>●余談:レンタル用DVDの普及が遅れている理由について。 平成4年の補償金制度導入に際して、補償金と関連づけて貸与使用料引き下げの交渉が行われた事実はないこと ※102ページより引用。</p> <p>レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般になく、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。 ※102ページより引用。</p> <p>報告書には上記のように説明されているが、事実としてレンタル店には生ビデオテープやカセットテープ、音楽用CD-Rなどの売り場が併設されていたことなどから、レンタルしたコンテンツを家庭内でコピーし、自分のライブラリに加える行為は以前より広く行われてきたと考えられる。</p> <p>映像分野におけるパッケージ商品(市販用又はレンタル用のDVD又はビデオ)については、おおむね複製禁止の著作権保護技術が施されているため、通常の場合には私的録画は不可能である。 ※100ページより引用。</p> <p>しかし、次の報告書では先に挙げられた著作権保護技術が「回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段」に含まれていない。</p> <p>・著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書(平成10年12月) 第2章 技術的保護手段の回避への対応 第4節 回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段 URL: http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_12_1/h10_12_1_main.html#2_4 http://psearch.yahoo.co.jp/search?p=DVD+%E3%82%B3%E3%83%94%E3%83%BC&csid=2077328286</p> <p>※Yahoo!商品検索による、「DVD コピー」に関する商品の検索結果。</p>	個人

<p>これを踏まえてDVDを複製する方法を知らせる書籍が多量に発行されており、それを可能にする環境も以前より安価に揃うようになってきたため、ようやくいまになってDVDのレンタルが増加してきていると考えることはできないだろうか？</p> <p>そしてこのことは、レンタルビデオの時代から利用を続けてきた「普通の人」が、継続的に行ってきた「普通のこと」で、世間の認識として当たり前のことであり、これが認められて初めてレンタルDVDが便利なものだと受け入れられるようになった面もあるのでは。この件に関してはまだ十分な調査がなされておらず、いまは結論を出すことはできない。</p> <p>しかし、ゆるやかなルールとそれを実現する手段が整って初めて、それは世の中に受け入れられると歴史が何度も証明しているため、個人的にはこれも要因のひとつではないかと考える。</p> <p>インターネットも同じく、これからもっと様々な面で基盤が整備されていき、他国に負けない利益をそこから得られそうだとする前に、厳格すぎるルールが生まれてしまったためにその利用が倦厭されるようになってしまったら、さらにそのルールが悪事に荷担してしまうようなことになれば、とても困る。</p>	
<p>他人から借りたCDを録音する行為も違法だと思います。理由は違法サイトからの録音物、映像物をダウンロードする行為と同じで録音物、映像物に対する対価を支払っていないからです。ただレンタルはレンタル料を支払っている(支払ったレンタル料が何らかの形で権利者に分配されているという前提)なので違法ではないと思います。</p>	個人
<p>自分で購入したCDを、自分で再生するために別の媒体(ポータブルオーディオ等)に複製する行為は、権利者に対して経済的損害を与えていません。よって、この行為によって権利者への経済的損失を補償する必要はありません。</p> <p>18ページの表では、一番多い複製元が「レンタルショップから借りたCD」となっています。こちらは経済的損失があると考えられ、この損失については補償の必要性があります。</p> <p>「私的複製」といっても、補償の必要性がある私的複製と必要のない私的複製があることとなります。同じく18ページの表から、補償の必要性がある「レンタルショップから借りたCD」からの複製に匹敵するほどの割合で「自分や家族が持っている市販CD・MD・テープ」からの複製がなされていることが判ります。この二つを「私的複製」と一括りにして補償金の対象とするのは乱暴です。</p> <p>「私的複製」と一括りにせず私的複製補償金制度を廃止し、「レンタルショップから借りたCD」「公共施設から借りたCD・テープ」など補償の必要があるものに対しての補償金として「借物複製補償金」「非所有物複製補償金」などと制度を改め、賃貸料から一定額徴収するのが妥当だと考えます。</p> <p>また、DVDやBluRay、HD DVDなどの技術的に複製禁止措置がなされているものについては複製できませんから、賃貸においても補償金の対象外とするべきです。</p>	個人
<p>違法状態を管理できず、放置せざるを得ない状態であれば、むしろ適法であると明文化することはできないのでしょうか。</p> <p>運用上、グレーゾーンがあると貸金法と出資法の隙間をついた、いわゆる「グレーゾーン金利」のような抜け道ができることを懸念します。</p>	個人
<p>●P102</p> <p>b レンタル店から借りた音楽CD からの私的録音</p> <p>「契約書に私的複製に関する条文がないから」とあるが、当然である。法律で認められている事を契約書にわざわざ書く必要がないからである。それとも、契約書に「乙は甲から賃貸した物品を著作権法の私的複製の範囲内で複製することが出来る」と書かなければならないのか？</p> <p>「法律で認められているが契約上認めない」事例ならともかく、「法律で認められている事を契約でも再度認める」必要はない。契約書の条文が無駄に長くなるだけである。</p> <p>現在は削除されているが、昔JASRACのWWWページには「レンタルCDは私的複製の範囲内でダビングしても良い」とちゃんと書いてあった。これは権利者もレンタルにおいて、複製されることが前提だと認識している現れである。</p> <p>●P103</p> <p>c 適法放送の内、有料放送からの録画</p> <p>これだけ有料放送からの録画が行われている現状で、私的録画を考慮していないのはお粗末である。</p> <p>録画されたくなければコピーネバーのフラグを立てるべきである。それが嫌ならば、そもそも放送しなければ良い。</p> <p>そもそも権利者の中には有料放送を受信している者がいると思うが、一切録音録画をしていないのか？</p> <p>●P106</p> <p>b 他人から借りた音楽CDからの私的録音</p> <p>私的領域で行われる貸し借り、及び私的録音と、私的領域で行われるダウンロードとどう違うのか？</p>	個人
<p>「レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識」とありますが、従来より、対価は含まれているという説明があったと認識しております。従いまして、一部の認識が全てであるかのような前提での議論には問題があると思います。</p>	個人
<p>106ページ「b他人から借りたCDからの私的録音」について</p> <p>【賛成】</p> <p>広く現実に行われていることを違法化するのには慎重であるべきだし、私的領域では実質管理はできないというのも妥当に思う。ただこれはダウンロードについても言えるはずであり、法制化しても違法状態が放置されるだけなのは同じはずである。それなのに、一方では違法化に慎重、一方では積極的なのは偏った議論に思われる。</p>	個人

<p>・108ページ～、「a. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」 意見：CDにおけるCCCD、DVDにおけるCSSを著作権法第30条1項2号における技術的保護手段とみなすことを検討する。または、アクセスコントロールを使用目的をアクセスのみに限定し、これを利用した私的複製の制限を検討する。 理由：実質的にCDやDVDの複製を防止する技術として導入されている。これらの技術はアクセスコントロールであり技術的保護手段とみなされないというのが、一般的な見解のようである。すでに検討された実績はあるようだが、これらを技術的保護手段とみなすことで、著作権者が期待する複製の可否を法的に制限できるようにする。 たとえば、上記の追加意見における自動複製機器の除外規定を削除する場合には、必要な対応である。そうしない場合、アクセスコントロールを回避できる複製装置によって、レンタル店での著作物複製が横行しかねない。ただし、著作権法原始附則5条の2(自動複製機器についての経過措置)によって、図書館やコンビニエンスストアでのコピー機による文書や図画の複製が認められていることと同程度の複製については、著作権者への影響は軽微であり、例外として認めるべきである。日本の著作権法では、米国のフェアユースのような抽象的な規定を持たないため、第10条に例示されている著作物の種類、放送やCDといった著作物の形態の違いによって私的複製の範囲を個別に指定することも検討されたい。</p> <p>追加意見：レンタルCDについては、著作権法第95条の3(商業用レコードの貸与)の廃止を含めた検討を望む。 理由：邦楽を中心に、すでに第2項の規定上限をはるかに下回る期間でのレンタルが開始されている。このため、貸与権を設定することがなくとも、レコード製作者と貸しレコード業者間との許諾契約によって、ビデオ/DVDレンタルと同様、レンタルCDは維持可能であると推定される。レンタルCDの運営を許諾契約に基づかせることで、商用CDにおいては複製防止技術を適用せず、レンタルCDには適用する、といった差別化を導入できるようになる。レンタルビデオ/DVDにおいては、市販版とレンタル版で内容が違うことは一般的である。レンタルCDは、日本独自のシステムであり、この制度を望まない著作権者(特に海外のレコード製作者)がレンタルを抑止することも可能になる。</p>	個人
<p>○家族と家族以外の友人等の区別をせずに議論している点</p> <p>他人から借りた音楽CDからの私的録音が著しい経済的不利益を与えているとされていますが、他人の中には家族が含まれているように読めます。家庭内で録音録画機器、再生機器、記録媒体が共有されていることはよくあり、一個人の私的録音と、家族から借りた音楽CDからの私的録音とで経済的不利益に差がある(家族から借りた音楽CDからの私的録音の方に著しい経済的不利益がある)と考えることには無理があると思います。よって、家族とそれ以外の友人等を区別しない議論方法には疑問があります。家族内と家族外の私的複製は別に議論すべきです。</p> <p>●102ページの「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」について ○私的複製の対価が含まれていないという認識であるとの判断に対する疑問 私的録音を契約に明記するという考えは比較的最近のことであり、契約内容に記述がないという理由を根拠に私的複製の対価が含まれていないとする考え方には疑問があり、反対いたします。 具体的には、当事者の認識として私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかったとの結論がでていますが、当時の状況としてレンタル物をカセットテープ等へ私的録音する行為は頻繁に行われており、レンタルによりそのような私的複製が行われる可能性があることを、契約当事者が認識していなかったとは考えにくいと思います。 また、レンタル業者との初期の契約時には私的録音は無条件に認められており、あらためて私的複製に関する権利を扱う必要性はなかったという状況だと思われるので、貸与権だけの契約であることが、そのまま、私的録音の対価を含まないという認識であったことにはつながらないと考えられます。さらに、平成4年の補償金導入に際して使用料の引き下げ交渉がなかったことを認識がないことの根拠としていますが、当時の主な録音媒体がアナログ媒体であれば、引き下げを行う必要がなかったとしても問題なく、根拠とはなりません。また、卸売価格に差がないことは販売戦略上の問題であり、認識とは無関係です。このことから、私的録音の対価が含まれていないと確認できる材料も同様に存在しません。 レンタル店と利用者の契約に私的録音に関する条項がないのは、一般に無償無許諾の私的録音が認められていたからであり、対価が含まれていないとの認識であったという結論にはつながりません。</p> <p>●102ページの「c. 適法放送のうち有料放送からの録画」について この項目についてコメントがあります。 ○私的複製の対価が含まれていることが確認できないとする判断について 視聴者が行う録画に関する記述が一切ないことから「私的録音の対価が含まれていることが確認できない」としていますが、これは、同時に「私的録音の対価が含まれていないこと」も確認できないことをも意味しています。この点について記載すべきです。</p>	個人
<p>○私的複製の対価が含まれていないという認識であるとの判断に対する疑問 私的録音を契約に明記するという考えは比較的最近のことであり、契約内容に記述がないという理由を根拠に私的複製の対価が含まれていないとする考え方には疑問があり、反対いたします。 具体的には、当事者の認識として私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかったとの結論がでていますが、当時の状況としてレンタル物をカセットテープ等へ私的録音する行為は頻繁に行われており、レンタルによりそのような私的複製が行われる可能性があることを、契約当事者が認識していなかったとは考えにくいと思います。 また、レンタル業者との初期の契約時には私的録音は無条件に認められており、あらためて私的複製に関する権利を扱う必要性はなかったという状況だと思われるので、貸与権だけの契約であることが、そのまま、私的録音の対価を含まないという認識であったことにはつながらないと考えられます。さらに、平成4年の補償金導入に際して使用料の引き下げ交渉がなかったことを認識がないことの根拠としていますが、当時の主な録音媒体がアナログ媒体であれば、引き下げを行う必要がなかったとしても問題なく、根拠とはなりません。また、卸売価格に差がないことは販売戦略上の問題であり、認識とは無関係です。このことから、私的録音の対価が含まれていないと確認できる材料も同様に存在しません。 レンタル店と利用者の契約に私的録音に関する条項がないのは、一般に無償無許諾の私的録音が認められていたからであり、対価が含まれていないとの認識であったという結論にはつながりません。</p> <p>○私的複製の対価が含まれていることが確認できないとする判断について 視聴者が行う録画に関する記述が一切ないことから「私的録音の対価が含まれていることが確認できない」としていますが、これは、同時に「私的録音の対価が含まれていないこと」も確認できないことをも意味しています。この点について記載すべきです。</p>	個人

<p>○ダウンロードとストリーミングの区別の困難さ ダウンロードは違法とし、ストリーミングは違法としない、としています。ストリーミングにおいても技術的にはダウンロードとほぼ変わらない方法を使っているため、ストリーミングが違法とならないことを保証できるか疑問が残ります。どのようにダウンロードを定義するのか議論を尽さずにダウンロード違法化をすすめることには問題があります。</p> <p>○ダウンロードソフトウェア開発者への著作権幫助罪適用の危惧 ダウンロードを違法としてしまうことで、単純にファイルをダウンロードするだけのソフトウェアを開発しただけでも、そのソフトウェアが違法複製にも利用できることを認識しているだけで、winnyの製作者のように著作権侵害幫助とされてしまう可能性が出てくるのが危惧されます。このことはインターネット技術の発展を阻害することに繋がる危険性を持っています。</p> <p>○効果への疑問 違法サイトの利用者が減れば、違法サイトが減少するとしていますが、違法サイトは利用者からの金銭目的で運営されているとは限らず、利用者の規模の減少が違法サイトの数の減少にはつながらないと思われ。また、現在、送信権等で違法サイトの取り締まりを行うことは可能であり、あらためてダウンロード違法化をしたところで、追加の効果が上がるかどうかは疑問です。つまり、違法複製を減少させるメリットよりも、違法化により利用者が犯罪を犯してしまう危険性を増やしてしまうデメリットの方が強すぎます。</p> <p>○「違法サイト」および「違法」の定義の曖昧さ 違法サイトからのダウンロードを違法としています。例えば、違法サイトとは、ダウンロードできるファイルのうち1つでも違法複製されたものがあるサイトのことなのか、そのようなファイルが半分以上あるサイトのことなのか、違法ファイルがほとんどであるようなサイトのことなのか不明です。また違法サイトかどうかを利用者が知る方法はありません。偶然悪意の第三者により違法ファイルがアップロードされた場合にも違法サイトとされてしまうのかもしれない。また違法サイトが海外にあるような場合、海外の法律にのっとってサイトの違法性/適法性が決まるはずであり、サイトごとに利用者が適法性を判断することは事実上不可能です。つまり事実上インターネット上でファイルをダウンロードするには法律を犯す危険性を必ず負わなくてはならないこととなります。このような状態が健全な状態とはとても思えません。 さらに現案では、(何らかの基準により認定された)違法サイトから適法なファイルをダウンロードする行為も、違法とされるように読めます。これは行きすぎの規制です。以上からダウンロード違法化には反対せざるをえません。</p> <p>○適法ファイル認識の困難さ 適法サイトであることが何らかの方法で標識されていたとしても、その標識がないサイトがあったときに、そのサイトが適法サイトなのか違法サイトなのか利用者が知ることは事実上困難です。しかしながら、標識のないサイトから違法ファイルをダウンロードしてしまったときに、標識のないサイトは違法サイトである可能性があるということを利用者が認識していたら、「情を知って」と判断されてしまう危険性が発生します。これはインターネット技術の発展を阻害することに繋がる危険性があり、この危険性が避けられないダウンロード違法化はすべきでないと考えます。 また、適法サイト標識記号を違法サイトが掲載する可能性を排除することもできませんので、適法サイトを標識するという方法が機能するかどうかについても疑問があります。また、適法サイトの標識に費用が発生する場合、商業活動をしていない作曲家や映像作家が無料で自分の作品を任意のサイトに公開することへの障害となるため、そもそも適法サイトを標識ということ自体は行うべきではないと考えます。</p>	
<p>上記における利用形態の分類について、(2)私的録画を、あくまで「現在放送・流通されている」タイトルの一次録画に関してしか考慮されていないのが問題である。</p> <p>すなわち、「過去に自分で録画したタイトル」を再度新しい規格の新媒体に「録画し直す」という利用形態が全く検討されていないのだ。 これでは実態をきちんと把握した上で検討したとは言い難い。</p> <p>例えば、自分にとって想い出深い、思い入れのあるテレビ番組を「ベータ形式のビデオ」に録画してしまった人達は、大慌てでDVDにダビングして「世代交代」させているわけである。 しかしこれが、地上デジタルだと出来ない。</p> <p>たとえ10枚のディスクにダビング出来たところで、今持っている器械が壊れればそれまで。将来BDやHD-DVDに替わる新しい記録媒体が登場したところで、それに移行は出来ない。 そんな、事実上5～10年程度の「時限爆弾付き」録画しか出来ないのであれば、アナログ放送で十分。地上デジタルになど移行する気にならぬ。</p> <p>権利者側は「見るのは構わないが、ずっと残されては商売上困る」と言うが、どう困るというのか？ ずっと残したがる消費者というのは、そのタイトルの熱烈なファンなのだから、新しい記録媒体が登場したなら再度リマスタリングして発売すればよいのである。 「よほど有名なタイトルでない限り、いつまでも発売はしてくれない」…と分かっているからこそ、消費者は「自衛手段」として自分で残すのであり、海賊版業者が孫コピーをしたがるのとは動機が根本的に違う。</p> <p>この「動機の違い」をまったく配慮せずに、一方的に権利者側への配慮のみ行うから、大部分の善意の大衆からそっぽ向かれるのであり、CCCDの二の舞は目に見えてる。 補償金は負担して構わないので、「世代交代が可能」なシステムを熱望する。</p>	個人

<p>ページ P117 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価P118 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 意見等 この部分には、「仮定に立てば」、「いわれていること」、「充分立証されていないとしても」などの断り書きをつけながらも、議論を尽くされていない事柄について、結論を書き、「意見が大勢であった。」、「おおむね共通理解があると考えられる。」とし、「権利者が被る経済的不利益を上回るものではないとの意見が多かった。」と結論付けている。 しかし、この部分は議論が尽くされていないと考えますので、この様に結論づけること」に反対します。。尽くされていない議論・論点の一端を下に例示します。 ・「レンタルしたコンテンツが私的録音されるので経済的不利益が生じている」と主張するのであれば、レンタル店経由での指導・啓発により複製しない様にする、また第30条の範囲外として「違法コピー」化して対処する、あるいは、レンタル店へのコンテンツの販売金額にコピーによる経済的不利益分を含めるべきであるのに、その対処をせずに私的録画補償金でカバーしようとするのは納得できない。 ・映画作品はごく少数の録画でも権利者に与える不利益が多いと言うのは権利者の主張である。それをそのまま報告書に記述するのはいかなる判断をされたのか？ そもそも、映画作品を放送局に提供するのであるから、権利者は「放送されたら、それなりの人数が録画するであろう」ことを想定としているはずである。したがって、放送局へ映画コンテンツを提供しておきながら、その番組を私的録画されると不利益が多いとの主張に納得はできないし、その主張は通らない。 ・放送局は、デジタルのHD番組は常にステーションロゴを出しっぱなしにするなど、放送番組を録画したものは、放送局が制作したパッケージソフトに比べ私的録画での複製物の価値が下がる手段を講じている。そもそも私的録画されたから、放送局が制作したDVDが売れない」と言う話は聞いたことがない。</p>	個人
<p>ページ P106 b他人に借りた音楽CDからの私的録画 意見等 他人に借りた音楽CDからの私的録画は第30条の適用範囲外とすべきである。 理由 他人に借りた音楽CDからの私的録画を第30条の適用範囲外とする理由として、利用者との契約による管理ができない、適用除外しても違法状態が放置されるだけである。と書かれているが、権利者団体は、他人に借りた音楽CDを私的録音しているとして、HDD録音機(iPodなど)への私的録音補償金の適用を求めている。 管理できないかかわらず、他人に借りた音楽CDを複製するのは違法とし、違法であることの啓蒙啓発を行い、その様な行為を無くする努力をすべきである。 もし権利者側が「他人に借りた音楽CDからの録音」を私的録音として30条内に止めると主張するのであれば、それを理由に「他人に借りた音楽CDを録音しているからHDD録音機を私的録画補償金の中に含めよ」と言うのは筋違いである。HDD録音機は購入した音楽CDのプレイスシフトと合法的な、音源提供者との契約による録音補償金の支払いが可能な合法的ダウンロードサイトからの録音にのみ使われる機器であると考えて議論すべきである。 他人に借りたCDからの録音を第30条の適用範囲内に止めよと権利者側が主張するのは、録音私的録音補償金を沢山の機器から取りたいと言う意図による主張と考えざるを得ない。</p>	個人
<p>上記に関する検討結果が108ページにあり、その中ほどに「一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」とあるが、事業形態を限定して除外する、しないを決めるのは実際には無理であると考える。現在、アップルの音楽配信は回数を制限してコピー可能としているが、これは私的録音そのものであり、配信の料金を多少値上げしてコピー分の著作権使用料を徴収するとしても、事業者によってコピーの制限回数は異なることもあり、効率的に管理できるとは思えない。 現在のような緩いシステムこそ自由に個人の範囲で私的複製を行うことのできる私的録音録画補償金制度の真髓であり、金額もわずかな額であるので、現行のシステムが継続することを望む。ただし、新しい媒体が出現した場合には速やかに補償金の対象とすることを条件に。</p>	個人
<p>資料にあるとおり、私的録音の内訳はレンタル店が最も多いが、110-111ページにおいて、私的録音に対する対価の徴収は行っておらず、慎重な意見が多い。この問題に対し、私的録音を明確に認めるシステムの構築を提案する。</p>	個人
<p>無料(もしくはCM付き)放送の録音録画が入っていないと思うのですがこれは私的録音録画の利用形態として上げる必要の無い項目なのでしょうか？</p>	個人
<p>有料事業者に関する検討結果について反対である。 理由 地上デジタル放送・BSデジタル放送・CSデジタル放送については、すでにコピーコントロール措置がなされており、本来の意味での録画権を利用者は有していないこと。タイムシフト視聴のために一時的にハードディスクに保存されたものを個人的に複製することも既に不可能になっていること。</p>	個人

<p>※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。</p> <p>権利物を守るために、「権利者が著作物等の提供者(例えば配信事業者)と契約をし、この契約内容に基づき、当該提供者と利用者が契約を結ぶことにより、利用者の録音録画を管理する」(p109)というモデルが、あくまで著作権を取りまとめる企業側の論理であり、現場で手を動かしている著作者の選択肢をおおきく狭めるものであるからです。私自身は、著作権者側に立っている人間です。その上で、現在ある著作物の権利を守ることも、これから新しく出す著作物の頒布の方が、収入と生活に大きく影響すると考えます。</p> <p>「著作権者側が、入り口で客を分断する」契約モデルを、一般的なものと考えるべきではないとおもいます。それは、現在すでにたくさんの著作物資産を持っていて、利用者が契約関係を結ぶメリットが大きいと思ってもらえる「会社」のためのビジネスモデルです。けれど、実際には利用者新しい著作物との出会いは、口コミや貸し借りであったりネットワーク上に違法であっても流れているファイルであったり、著作権者との契約よりもルーズな世界で起こっています。「実際に手を動かしてものを作っている著作者」は、その枠組みの中で自分の著作物の利用者を増やそうと苦しんでいます。現場の著作者には、集金がうまくいくことより機会が大きく狭まることの方が深刻であるケースがままあります。</p> <p>現場の著作者は、企業とそんな契約書は結ばなければ良いとは、現実問題として立ち行かないのです。窓口がなくなっただけという著作者が生活できるような環境ではありません。</p> <p>利用者の利用形態を圧迫する時代は、作り手にとっても自由が失われた不幸な時代になります。現在、売れていない著作者が売れる努力をする余地をおおきく奪ってしまうことになるからです。現在は過剰供給の時代であり、まず利用者を受け取ってもらったことが現場の著作者にとっては本当の死活問題なのです。</p> <p>声をおおきくして「私が著作者です」という人々は、実際には、現在前線で手を動かしている作り手より、企業や一線を引いた著作者の方が多いためです。実際にものを作っている作り手の声は、「彼らの声」とは重ならないことも多く、当件も見解の齟齬がある部分です。現場の作り手は、確実に集金することより、まずチャンスと自由を求めるのです。</p> <p>今回の案件は、法律を改正するにしても「(2)に該当する著作物すべてを一律で第30条の適用範囲から除外」というかたちで、環境そのものを激変させてしまうことは避けるべきだと考えます。「著作者側から個別に希望がある場合は、30条の方を適用する」という選択肢が選べるかたちで、法律を改正すべきだと考えます。それは、著作者個々人の持つ権利であり、商業モデルとは関係ないのではないのでしょうか。つまり、(2)の、つまり契約モデルに該当する全著作物が対象になるのではなく、(2)に該当する著作のうち「第30条の適用範囲から除外」を希望する著作者にのみ除外オプションが与えられるべきであると、一著作者として考えます。</p>	個人
<p>●106ページの「(2)音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性のある利用形態(契約モデルによる解決)」について</p> <p>すべてのコンテンツ配信モデルが契約で解決できるかどうかを現実的に考えると難しい部分があるのではないかと。また、従来音楽や動画などのコンテンツは、消費者がコンテンツを購入する際「契約を結んでいる」という観点が乏しく、購入した時点で私的複製の自由まで含めて購入しているという感覚が圧倒的に多数派だ。</p> <p>結果的に契約でコピーできる、ということになっても、合法的に購入したコンテンツに対して私的複製の自由が制限される、というのは一般的な消費者的には受け入れがたい概念だろう。オーバーライド契約が社会的にもう少し分かりやすく、受け入れやすいものになってから、改めてこの適用除外問題を考えれば済むことである。</p>	個人
<p>●102ページの「bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」の項目について。</p> <p>恣意的であり、過誤を含んだ報告です。「貸与使用料の中にどのような利用に対する対価が含まれているかは、当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった。また、レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般に無く、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。」とありますが、それは間違いであり、過去においてレンタル業者が「対価が含まれている」と主張したことがあります。このことは私的録音録画小委員会自体の議事においても記録されています。それがなかったかのように書かれており、さらに、需要拡大協力金という形で実質的な補償金の上積み・使用料値上げが行われていることについても触れられていない事は、この「中間整理」が恣意的な要素を多分に含んでいる事の表れだと考えます。消費者の権利について、消費者のいないところで、レンタル業界と権利者が勝手に決定した事実のみを行政が「あたかも法的な根拠があるものであるかのように」提示している様子は、談合の事実を報告書として書いているようなもので、国民に対して詐欺行為を行っているものです。こうしたことが刑事告発されないのは法の不備ではないかと思えます。</p>	個人
<p>私的録音の対価は含まれていないとの契約や認識と書いてありますが、一般に借りる人の認識は、他のメディアへ録音して聞けるのが多数であり、それを前提としたビジネスモデルと認識されています。でなければ、販売単価が高い映画よりもCDのレンタル料の方が高いという実態はありえないのではないのでしょうか。</p>	個人

<p>(1)私的録音録画の実態から権利者に著しい経済的不利益を与えているのではないかと等との指摘があった利用形態 b他人から借りた音楽CDからの私的録音 が項目として上げられているが、そもそも20Pの項目は「デジタル録音を行った人」が「何をソースに行ったか」でしか分析されていない。 レンタルからの録音曲数が例えば300曲(CDアルバム約30枚)に対して、友達から約20曲(同2枚)などのような場合でも同じようにカウントされている統計であって、これを理由として「他人から借りた音楽CDからの私的録音」を「経済的に不利益を与えているのではないかと」という推定が論理的だとは言いきれない。 購入された楽曲、1曲辺りどれだけ複製されるかが問題の根幹にあるのであって、「友人・知人」と言った狭い範囲の複製を、レンタル店と同様に扱うのは疑問が残る。 ただし、私的複製の範囲は「家族・家庭に順ずる範囲であること」が条件であるため、「友人・知人」の範囲しだいでは、そもそも「私的複製」と認めるべきではない」可能性が残る。 以上、当該項目については「推定方法」に疑問が残る』であって、当該項目があることに意見は無い。</p> <p>『反対:他者からの貸与CDによる私的録音は30条除外項目として追加する事に対して』 項(3)ですでに書いたが、他者からの貸与による被害推定に対して疑問が残る。 また、「家族・またはそれに準じる範囲外」の判断ですでに成文化された違法行為であると考えられる。 この二点により、30条除外条件として改めて成文化する必要は無いと考える。</p>	個人
<p>【P.100】 第7章第2節1「利用態様ごとの私的録音録画や契約の実態」 DVDからの私的録画が不可能であるかのように書かれているが、これが実態を反映しているのか疑問である。DVDに用いられている「著作権保護技術」は著作権法の「技術的保護手段」には当たらないため、中間整理でも「技術的保護手段」の語は注意深く回避されているところである。 映画業界側の見解としてはDVDのコピーを私的複製外(「技術的保護手段」の回避にあたる)としているが、実際問題として著作権法によって規制されているものでも技術的に不可能なものでもなく、むしろユーザーは私的複製(具体的にはDVDからのハードディスクへの記録、およびiPod等用の変換)することも想定して上でDVDを購入しているというのが実態である。 このような現状がある以上、たとえばこうした私的録画を改めて違法化するかとするのではなく、素直にDVDの私的複製を認め、私的録画補償金の対象として含めることが必要である。 現在、DVDに替わる新世代のディスクが提案されているところであり、これには複製を不可能とする技術が使われているところである。ユーザーが従来のDVD(複製可能)を採るか、新世代のディスク(複製不可能)を採るかは微妙な情勢であるが、著作権法によって保護されていない「著作権保護技術」にまでその保護が及んでいるかのような認識でいつまでもいるのはおかしいのではないかと。 むしろユーザーには、自らが対価を支払って入手したコンテンツの私的複製(とりわけプレスソフト・メディアソフト・タイムシフト)の権利を保障すべきなのであって、こうした私的複製態様については「技術的保護手段」の回避であっても違法ではないとするような法規定を設けることが強く望まれる。その立場を採って、DVDの複製についても従来の著作物複製と同じ扱いを適用し、私的録画補償金を課金する対象として含めるべきと考える。 「技術的保護手段」については、現状の規定を維持することとし、次世代ディスク等がこの規定に沿った複製防止技術を採用して初めて私的複製から除外するものとするべきであろう。著作権法ではあくまでも複製利用に権利を認め、視聴については権利を及ぼさないと原則を維持すべきである。</p>	個人
<p>●p112 購入したCDからの私的録音 既に自分が購入したCDからの私的録音の場合、私的録音をしたからといって購入者がその音楽を聴くのであれば、著作権者に不利益を与えていないのではないかと。(既に購入しているので販売機会の損失がない)同様に、適法なダウンロードサイトから有料で購入したのにも関わらず同様である。 ●レンタル事業者から借りたCDからの私的録音 販売機会の損失はあると考えられる。しかし、私的録音をしないという前提でレンタルすることはありえないのではないかと。従って、レンタル料金に補償金を含めるのが適切と考える。また、こうすることによって、適切な著作権者に補償金を支払うことが可能になるのではないかと。 ●p117 他人から借りたCDからの私的録音 数年前に著作権保護処置をしたCCCDが販売され、他人からCDを借りても私的録音ができないという状況があった。 この時の音楽CDの売り上げと、それ以前(私的録音により著作権者の権利が侵害されていたとき)の売り上げとを比較すれば、どれだけ金額が私的録音により著作権者に対する不利益となっているかが算出できるのではないかと。 その差分が私的録音による著作権者の不利益と考えれば、その金額が明確になり、それを元に議論すればいいのではないかと。</p>	個人
<p>●P100(1)利用形態の分類註釈 映像分野におけるパッケージ商品(市販用又はレンタル用のDVD又はビデオ)については、おおむね複製禁止の著作権保護技術が施されているため、通常の場合には私的録画は不可能である。 上記の点に関し、疑問を呈します。私の住む人口約6万人の小さな町の本屋さんにも、DVDをコピーする方法を解説した書籍や雑誌はいくらも販売されています。 ●P102bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音 貸与使用料の中にどのような利用に対する対価が含まれているかは、当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった。また、レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般に無く、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。 上記の点に関し、疑問を呈します。この「当事者」は、一体誰・どこを差すものでしょうか。また「レンタル業界としては」というのは、業界団体の意見として、ということでしょうか?一般論として述べるにしても曖昧であり、掘るべき情報源が無ければ説得力に欠ける註釈ではないかと思えます。 ●P108bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録音 イ有料放送事業者の場合は、多種多様な著作物等を利用するという放送事業の特殊性があること、調達価格が高騰し映画等のコンテンツの調達に支障が出る場合、例えば音楽番組を録画する場合のように、音楽を映像とともに利用する場合は、公衆送信(放送)権は著作権等管理事業者が一律に管理していても、録画権は個々の権利者に使用料の決定権がある場合があることなどの理由から、現行の契約体系を変更することは困難であること 上記の点に関し、疑問を呈します。「多種多様な著作物等を利用する」のは放送事業だけの特殊性ではありませんし、映画の調達価格が高騰し調達に支障が出るのは一民間事業者の商売に関する事情であり、法によって鑑みるような事項とは思えません。音楽を映像とともに利用する場合の権利の複雑さは同様です。これらの事情によって法の内容を考慮する、という事は特定事業者(この場合は放送事業者)に、特別便宜を図るも同然ではないかと考えます。</p>	個人